

令和2年3月吉日

岐阜県支部で「伐木・チェーンソー特別教育」

を受講された事業者(個人)様

林業・木材製造業労働災害防止協会岐阜県支部

### 伐木等の業務(則 36-8)特別教育修了者を対象とした補講イ (2.5 時間講習)

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について」(平成 31 年 2 月 14 日付け基発 0214 第 9 号 (以下「施行通達」という))により、令和 2 年 7 月中までに伐木等の業務特別教育の補講を受講されないと、令和 2 年 8 月よりチェーンソーを用いた伐木等作業に就ことが出来なくなります。

このため、令和 2 年 7 月末までに、伐木等の業務(安衛生規則第 36 条第 8 号)の受講された修了者で、林業・木材製造業労働災害防止協会岐阜県支部で資格を取得された方は、補講イ(2.5 時間)に該当しますので、施行日の令和 2 年 8 月 1 日までに、下記の通り補講イ(2.5 時間)を、計画的に受講していただきますようご案内します。令和 2 年度以降の開催は予定しておりません。

林業・木材製造業労働災害防止協会岐阜県支部以外の修了証をお持ちの方で、受講を希望される方は、修了証をご用意のうえ、事務局までお電話にて受講可能か否かをお問合せ下さい。

今後の状況次第で開催できない場合や、延期の可能性もありますので、ご了承願います。

#### 記

##### 1. 日時及び場所

【岐阜会場】ぎふ森林文化センター 3階東濃松ホール 岐阜市六条江東 2-5-6

令和 2 年 4 月 17 日(金)  
6 月 12 日(金)

●午後 13:30~16:00 (受付 13:00~) 定員 50 名

※受講時間は、午後のみになります。

申込み人数が少ない場合等、取りやめる場合もあります。

【白川会場】白川町林業センター 会議室 加茂郡白川町三川 1385-1

令和 2 年 5 月 8 日(金)

●午後 13:30~16:00 (受付 13:00~) 定員 60 名

※受講時間は、午後のみになります。

申込み人数が少ない場合等、取りやめる場合もあります。

【高山会場】県森連飛驒林産物共販所 高山市新宮町 112-7

令和2年 5月22日(金)

●午後13:30～16:00(受付13:00～) 定員50名

※受講時間は、午後のみになります。  
申込み人数が少ない場合等、取りやめる場合もあります。

【恵那会場】恵那建設会館 2F会議室 恵那市大井町 2087-276

令和2年 7月 3日(金)

●午後13:30～16:00(受付13:00～) 定員60名

※受講時間は、午後のみになります。  
申込み人数が少ない場合等、取りやめる場合もあります。

【下呂会場】南ひだ森林組合 会議室 下呂市乗政 25-1

令和2年9月10日(木)

●午後13:30～16:00(受付13:00～) 定員50名

※受講時間は、午後のみになります。  
申込み人数が少ない場合等、取りやめる場合もあります。

**注意：下呂会場で受講される方は、8月1日～受講するまでチェーンソーの使用は出来ませんので、必ず厳守のうえ、お申込み下さい。**

※遅刻・早退による講習時間不足がある場合は、修了証を発行できません。

時間に余裕を持ってお越しください。

※各会場とも、駐車場に限りがありますので、なるべく乗り合わせてご来場下さい。

**※受講日の変更は理由にも寄りますが、事前に連絡頂いた場合、一度のみ対応させていただきます。**

## 2. 講習科目及び時間

	科 目	範 囲	時 間
学科	関係法令	法、令及び新安衛則中の関係条項	1時間
	伐木等作業に関する知識	造材の方法 下肢の切創防止用保護衣等の着用	1時間
実技	伐木等の方法	下肢の切創防止用保護衣等の着用	30分

### 3. 持ち物

- (1) 本人確認ができる運転免許証、又はマイナンバーカードなど
- (2) 筆記用具
- (3) **保護衣（チャップス、又は防護ズボン）1人一着、**  
ヘルメット、耳栓、防振手袋等は、日頃ご使用のものがある方は持参下さい。

### 4. (1) 補講の受講料（1人あたり）

4,400円（消費税10%、テキスト代1,100円含む）

### (2) 支払方法

受講料は、**10日前までに、お振込みをお願いします。**

**連絡なく10日前を過ぎて入金が無い場合、受講を取り消されたものとさせていただきます。**

#### ◎振込先

十六銀行 六条支店 普通 1301420  
林材業労災防止協会岐阜県支部  
(リンザイギョウロウサイボウシキョウカイギフケンシブ)  
(振込手数料はご負担下さい。)

### 5. 申込方法

- ① 林災防岐阜県支部で受講希望されます方は、「受講申込書」（ホームページからダウンロードも可【林災岐阜】で検索）に必要事項を記入し、下記の通り修了証のコピーを添付のうえ、受講日の10日前までにファックス又は郵送してください。（添付書類のない場合受付完了出来ません）

**※林災防岐阜県支部発行の修了証に記載の修了証番号を記入の上、修了証のコピーを添付。  
カードタイプの修了証（則36-8）は、両面コピーを1人1枚にして。  
チェンソー手帳は、住所・氏名・写真が記載されたページを1人1枚にコピー。  
また、住所・氏名が変更されている方は、運転免許証又は住民票の写しで、確認できるものを、1人1枚にコピーして添付して下さい。**

※林災防岐阜県支部以外で受講された修了証を所有されている方で、受講を希望される方は、修了証をご用意のうえ、下記の申込先までお電話にて受講可能か否かをお問合せ下さい。  
申込書等、提出方法が異なりますので、ご注意下さい。

- ② 受講申込みに関する受講料や書類等は、一切お返しできません。
- ③ 御記入の個人情報につきましては、当支部が責任を持って管理し、この講習会を実施する目的以外に使用いたしません。

### 6. 受講票は、入金確認ができましたら受講日の1週間前に申込者（事業所等）に送付します。

**【申込先】 林業・木材製造業労働災害防止協会岐阜県支部**  
〒500-8356 岐阜市六条江東2-5-6  
ぎふ森林文化センター3F  
TEL 058-275-0192  
FAX 058-201-1195

## <補講について>

労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全衛生特別教育規則の一部を改正する告示がそれぞれ公布され、特別教育に係る規則については、令和2年8月1日から施行又適用されます。

そのため、現行の伐木等作業の特別教育は、令和2年7月末まで有効ですが令和2年8月1日以降は無効となり、新しく適用されたカリキュラムによる特別教育が有効となります。

今回、経過措置として、施行通達の補講を受けることにより、新しく適用されるカリキュラムによる特別教育の一部を省略することができることから、令和2年8月1日又は補講受講後のいずれか遅い方の日付以降に伐木作業に就くことができます。

このため、林災防岐阜県支部では、現行の伐木等作業の特別教育（則36-8）修了者を、新しく適用されるカリキュラムによる特別教育の修了者と認めるための補講を開催します。